

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年6月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第50号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則  
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前								
別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項					別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項								
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
総務課～環境森林課 略					総務課～環境森林課 略								
生活 福祉 課	1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1) 申請による保護の開始を決定すること。(法24条3項)	略				生活 福祉 課	1 生活保護 法関係事務 法…生活保 護法	(1) 申請による保護の開始を決定すること。(法24条1項)	略			
		(2) 当該扶養義務者に対し書面をもって通知すること。(法24条8項)	○	○						(2) 申請による保護の変更を決定すること。(法24条5項)			
		(3) 申請による保護の変更を決定すること。(法24条9項)	略							(3)～(6) 略			
		(4)～(7) 略								(7) 当該職員に要保護者の居住場所の立入調査をさせ、又は当該要保護者に指定医師等の検診を受けるべき旨を命ずること。(法28条1項)	略		
		(8) 当該要保護者に報告を求め、若しくは当該職員に当該要保護者の居住場所の立入調査をさせ、又は当該要保護者に指定医師等の検診を受けるべき旨を命ずること。(法28条1項)	略							(8) 立入調査を拒否し、又は検診命令に従わない要保護者に対し、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。(法28条4項)			
		(9) 要保護者の扶養義務者等に報告を求めること。(法28条2項)	○	○						(9)～(11) 略			
		(10) 報告をせず、若しくは立入調査を拒否し、又は検診命令に従わない等の要保護者に対し、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。(法28条5項)	略							(12) 被保護者の扶養義務者又は	略		
		(11) 就労自立給付金を支給すること。(法55条の4第1項)	○	○									
		(12) 被保護者等に報告を求めること。(法55条の5)	○	○									
		(13)～(15) 略											
(16) 被保護者の扶養義務者又は	略												

	不正受給者等から保護に要した費用等を徴収すること。(法77条1項、78条1項・3項、78条の2第1項・2項)			
	(17) 略			
	(18) 指定助産機関又は指定施術機関から返還させるべき額等を徴収すること。(法78条2項)	○	○	
	(19)・(20) 略			
保健福祉課～用地管理課 略				

	不正受給者等から保護に要した費用を徴収すること。(法77条1項、78条)			
	(13) 略			
	(14)・(15) 略			
保健福祉課～用地管理課 略				

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課	1 生活保護法関係事務法…生活保護法	(1) 申請による保護の開始を決定すること。(法24条3項)	略		
		(2) 当該扶養義務者に対し書面をもって通知すること。(法24条8項)	○	○	
		(3) 申請による保護の変更を決定すること。(法24条9項)	略		
		(4)～(7) 略			
		(8) 当該要保護者に報告を求め、若しくは当該職員に当該要保護者の居住場所の立入調査をさせ、又は当該要保護者に指定医師等の検診を受けるべき旨を命ずること。(法28条1項)	略		
		(9) 要保護者の扶養義務者等に報告を求めること。(法28条2項)	○	○	
		(10) 報告をせず、若しくは立入調査を拒否し、又は検診命令に従わない等の要保護者に対し、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。(法28条5項)	略		
		(11) 就労自立給付金を支給すること。(法55条の4第1項)	○	○	
		(12) 被保護者等に報告を求めること。(法55条の5)	○	○	
		(13)～(15) 略			

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課	1 生活保護法関係事務法…生活保護法	(1) 申請による保護の開始を決定すること。(法24条1項)	略		
		(2) 申請による保護の変更を決定すること。(法24条5項)			
		(3)～(6) 略			
		(7) 当該職員に要保護者の居住場所の立入調査をさせ、又は当該要保護者に指定医師等の検診を受けるべき旨を命ずること。(法28条1項)	略		
		(8) 立入調査を拒否し、又は検診命令に従わない要保護者に対し、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。(法28条4項)			
(9)～(11) 略					

	(16) 被保護者の扶養義務者又は不正受給者等から保護に要した費用等を徴収すること。(法77条1項、78条1項・3項、78条の2第1項・2項)	略		
	(17) 略			
	(18) 指定助産機関又は指定施術機関から返還させるべき額等を徴収すること。(法78条2項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(19)・(20) 略			
2～4 略				
環境管理室 略				

10～31 略

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

	(12) 被保護者の扶養義務者又は不正受給者等から保護に要した費用を徴収すること。(法77条1項、78条)	略		
	(13) 略			
	(14)・(15) 略			
	2～4 略			
環境管理室 略				

10～31 略